

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 岩崎 友一

1 日時

令和5年12月11日（月曜日）

午前10時2分開会、午前11時59分散会

（休憩 午前11時2分～午前11時13分）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

岩崎友一委員長、柳村一副委員長、佐々木順一委員、関根敏伸委員、五日市王委員、高橋はじめ委員、小西和子委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、菅野ひろのり委員、上原康樹委員、千葉秀幸委員、大久保隆規委員、畠山茂委員、千葉伝委員、佐々木茂光委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、福井せいじ委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、高橋穂至委員、高橋こうすけ委員、はぎの幸弘委員、鈴木あきこ委員、松本雄士委員、村上秀紀委員、菅原亮太委員、中平均委員、高橋但馬委員、吉田敬子委員、佐々木朋和委員、千葉盛委員、飯澤匡委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、工藤剛委員、村上貢一委員、斉藤信委員、高田一郎委員、木村幸弘委員、小林正信委員、田中辰也委員

4 欠席委員

佐藤ケイ子委員

5 事務局職員

安藤事務局次長、昆野議事調査課総括課長、金森政策調査課長、角館主任主査、菊地主任主査、正部家主任主査、小笠原主任主査、高橋主査

6 説明のために出席した者

佐藤復興防災部長、大畑復興防災部副部長兼復興危機管理室長、浅沼復興防災部副部長、北島復興推進課総括課長、戸田防災課総括課長、森田復興暮らし再建課総括課長、和田復興暮らし再建課被災者生活再建課長、高橋復興危機管理室特命参事兼放射線影響対策課長、荒澤政策企画課政策課長兼調査監、大内ふるさと振興企画室企画課長、森県北・沿岸振興室沿岸振興課長、山田交通政策室地域交通課長、田内保健福祉企画室企画課長、前田地域福祉課総括課長、日向障がい保健福祉課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、佐々木漁港漁村課総括課長、

中村環境生活企画室企画課長、小野寺経営支援課総括課長、
畠山産業経済交流課総括課長、齋藤商工企画室企画課長、
駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長、高橋県土整備企画室企画課長、
小野寺道路建設課総括課長、馬場河川課総括課長、高井参事兼建築住宅課総括課長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、西野教育企画室長兼教育企画推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 東日本大震災津波からの復興の取組状況について

(2) その他

9 議事の内容

○**岩崎友一委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

佐藤ケイ子委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日は、配付いたしております日程により会議を行います。

また、基本的感染対策として、換気のため午前は1回、会議が午後まで及んだ場合、午後はおおむね1時間半ごとに休憩いたしますので、御協力をお願いいたします。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、執行部から説明を願います。

○**佐藤復興防災部長** 東日本大震災津波の発生から12年9カ月が経過いたしました。本年度は、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン、復興推進プランの計画期間の初年度であります。県では、一日も早い復興を目指して取り組みを進め、ハード面では復興道路や災害公営住宅の整備が完了し、商業施設や水産加工施設が順次再開されるなど、計画された事業の多くが完了するとともに、ソフト面では被災者の心のケアや新たなコミュニティ形成の支援などによる生活の再建、事業者の債権買取りや販路開拓支援によるなりわいの再生などを支援してきたところです。

一方、完成していない津波防災施設の早期整備、心のケアといった復興固有の残された課題や、東日本大震災津波伝承館を拠点とした伝承、発信に引き続き取り組んでいく必要がございます。また、原油価格、物価高騰問題や主要魚種の不漁、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震津波への対応など、復興の進展に影響を与える新たな課題への対策を講じつつ、復興の取り組みにより大きく進展した交通ネットワークを活用した産業振興施策を展開していくことが重要であると考えております。

本日は、これまでの復興の取り組み状況につきまして、当部大畑副部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**大畑復興防災部副部長兼復興危機管理室長** 私から東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について御説明を申し上げます。

説明内容は、本年3月に策定をいたしました第2期復興推進プランの概要と、今月公表いたしましたいわて復興レポート2023の概要となります。少々お時間を頂戴いたしまして、一括して御説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、復興推進プランについて御説明申し上げます。資料1をごらん願います。この資料の説明に当たりましては、スライド右下に記載しておりますスライド番号で御案内してまいります。

スライド番号2をごらん願います。本県のこれまでの復興関連計画であります。下の図の左側にありますとおり、東日本大震災津波から5カ月後の平成23年8月に復興の目指す姿等を位置づけた岩手県東日本大震災津波復興基本計画を策定し、復興の取り組みを推進してきたところでございます。図の右側に参りまして、令和元年度以降は復興の取り組みをいわて県民計画長期ビジョンに県政の最重要課題として位置づけるとともに、未来のための伝承・発信を復興の4本目の柱として加えたところであります。現在は、令和8年度までを期間とする第2期復興推進プランに基づき、取り組みを進めております。

一つ飛びまして、スライド番号4をごらん願います。第2期復興推進プランの概要であります。1にありますとおり、策定に当たっての基本的な考え方を①、残された課題や新たな課題を踏まえ、策定すること、②、ソフト事業を中心に中長期的に取り組むべき施策を盛り込んだプランとすること、③、復興道路を生かした産業振興や水産業の再生に向けた施策等を盛り込み、「新しい三陸の創造」に取り組むプランとすることとしたところであります。

また、2にありますとおり、プランの構成は第1期復興推進プランに引き続き、I、安全の確保から、IV、未来のための伝承・発信までの4本の柱、1、防災のまちづくりから12、復興情報発信までの12分野で構成しております。

スライド番号5をごらん願います。令和元年度から4年度までを計画期間といたしました第1期復興推進プランの取り組みの成果と課題であります。I、安全の確保では、復興道路が全線開通するなど、計画されたハード事業の多くが完了したところでありますが、今後の課題として日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に係る津波防災対策や、放射性物質に対する県民等の不安の払拭などの取り組みを進めていく必要があります。

その下のII、暮らしの再建では、応急仮設住宅の全ての入居者の恒久的住宅への移行が完了したところでありますが、今後の課題として被災者の心のケアやコミュニティ形成支援などに引き続き取り組んでいく必要があります。

次に、スライド番号6をごらんください。III、なりわいの再生では、漁船や養殖施設等の復旧支援や中小企業等の事業再開支援などに取り組んできたところでありますが、今後の課題として主要魚種の不漁対策、新たな交通ネットワークを活用した地域産業の振興や観光振興などに取り組んでいく必要があります。

その下のIV、未来のための伝承・発信では、東日本大震災津波伝承館が開館3年で来館者数60万人、先月27日には来館者数90万人を達成しており、今後におきましては伝承の

取り組みとともに、伝承館を拠点とした周遊機会の創出や交流人口等の拡大につながる情報発信などに取り組んでいく必要があります。

次に、スライド番号7をごらん願います。このページ以降には、第2期復興推進プランにおける復興の4本の柱、12分野ごとに主な復興推進の取り組みと主な取り組み内容指標を記載しています。なお、第2期復興推進プランは、政策推進プランに掲げる施策との連携を一層推進することとしており、指標につきましても政策推進プランと共通のものがございしますが、この資料では復興独自の指標や沿岸部に係る指標を中心に記載しております。

まず、Ⅰ、安全の確保であります。防災のまちづくり分野では、津波防災施設の早期完成のほか、巨大地震に備えた地震・津波対策の推進、放射線影響対策の推進など、交通ネットワーク分野では港湾の利活用促進などを位置づけ、取り組みを進めているところであります。取り組み内容指標といたしましては、復興まちづくりの事前準備に取り組んでいる市町村数などを設定しています。

スライド番号8に参りまして、Ⅱ、暮らしの再建であります。生活・雇用分野では一つ目の矢印、被災者の生活の安定に向けた相談対応など、保健・医療・福祉分野では一番下の矢印、こころのケアセンター等における精神的ケアなどの取り組みを進めていますほか、スライド番号9に参りまして、地域コミュニティ分野では一つ目の矢印、コミュニティの形成や活動の定着に向けた支援などの取り組みを進めております。また、暮らしの再建における取り組み内容指標といたしましては、市町村等を対象とした被災者支援に係る研修会参加人数、こころのケアケース検討数などを設定しております。

次に、スライド番号10をごらんください。Ⅲ、なりわいの再生であります。水産業・農林業分野では、主要魚種の不漁への対応として、一つ目と二つ目の矢印の主要魚種の資源回復や新たな漁業・養殖業などの取り組みを、また商工業分野では一つ目の矢印、事業再開した中小企業者の販路開拓等の取り組み支援など、観光分野では一つ目の矢印、三陸ならではのコンテンツを活用した復興ツーリズムの推進、こういったものを位置づけ、取り組みを進めているところであります。

スライド番号11に参りまして、なりわいの再生における取り組み内容指標といたしまして、サケ・マス類の海面養殖生産量、三陸地域における観光消費額などを設定しております。

次に、スライド番号12をごらん願います。Ⅳ、未来のための伝承・発信であります。事実・教訓の伝承分野では、二つ目の矢印、震災津波の事実・教訓の伝承推進、四つ目の矢印、「いわての復興教育」の推進など、復興情報発信分野では一つ目の矢印、フォーラムの開催等を通じた県内外への復興の姿の発信などを位置づけ、取り組みを進めております。取り組み内容指標といたしましては、伝承館来館者数などを設定しております。以上で復興推進プランの概要についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、いわて復興レポート2023について御説明をさせていただきます。説明につきましては、資料2-1の概要版で御説明を申し上げます。いわて復興レポート2023は、

1の作成の趣旨にありますとおり、12年間の復興の取り組み状況を取りまとめるとともに、その実績と課題を明らかにすることにより、今後の取り組みの参考にするため、本年11月に開催をいたしました岩手県東日本大震災津波復興委員会の委員の皆様からの御意見も反映して作成し、今月4日に公表したところであります。

次に、2の実績と課題、(1)、事業進捗・客観指標・県民意識から見た復興の状況についてであります。①、復興実施計画・復興推進プランの施策体系・事業に基づく進捗状況であります。事業ごとに設定をいたしました指標の計画値に対する進捗率が80%以上となった指標の割合は、グラフにありますとおり、それぞれの計画期間においておおむね8割から9割程度で推移をしております。一番右側、第1期復興推進プランの進捗状況は、計画値に対して進捗率80%以上の指標の割合が86.3%となったところであります。

2ページに参ります。②、客観指標では、沿岸市町村の人口推移を掲載しています。岩手県毎月人口推計によりますと、令和5年3月1日現在の沿岸市町村の人口は21万4,894人となっております。東日本大震災津波発生前と比較いたしますと21.3%、5万8,043人の減少という形になってございます。男女別で見ますと、男性より女性の減少率が高く、3ページの上段の表にありますように、社会増減では女性の減少幅が大きくなっているところであります。

次に、4ページの③、復興に関する意識調査では、令和5年の調査結果を記載しております。復旧・復興の実感として、進んでいる、やや進んでいるの割合は、前回調査と比べますと、左上のグラフ、県全体では横ばいであったものの、右上のグラフ、沿岸部では減少に転じております。この要因につきましては、同時期に沿岸部の居住者等を対象に実施しておりますいわて復興ウォッチャー調査の結果を見ますと、地域経済の回復に対する実感が下降傾向にあることから、主要魚種の不漁やコロナ禍、物価高騰などが地域経済の回復に影響を及ぼしているものと考えてございます。

5ページに参りまして、一つ目のグラフであります。震災の風化が進んでいる、やや進んでいると感じる割合が県全体で50%を超えております。二つ目のグラフにありますとおり、その要因といたしまして各種メディアでの取り扱い、自分自身の意識などを挙げる回答者が多かったところであります。

6ページをごらん願います。④、復興ウォッチャー調査では、令和5年第1回調査の結果を記載しております。調査の結果では、被災者の生活の回復及び災害に強い安全なまちづくりに対する実感は、調査開始以来上昇傾向にあるものの、地域経済の回復に対する実感は令和2年1月の調査で下降して以降、同様の傾向が続いています。3段落目には、回答者による自由記載意見の主なものを記載しておりますが、地域の高齢化や人口減少に不安を感じる、巨大地震に備えた地震・津波対策を進めることの重要性、こういった御意見があったところであります。

1ページ飛びまして、8ページをごらん願います。(2)、より良い復興～4本の柱～ごとの実績と課題であります。先ほど御説明をさせていただきました第2期復興推進プラン

の概要と内容が重複いたしますので、ここではかいつまんで御説明をさせていただきます。御了承願います。

①の4本の柱ごとの主な実績であります。安全の確保では、復興道路、復興支援道路及び復興関連道路が完成したほか、9ページに参りまして暮らしの再建につきましては、応急仮設住宅の全ての入居者が令和3年3月までに恒久的な住宅に移行しているところがあります。

10ページに参りまして、なりわいの再生であります。漁船や養殖施設、漁港等のハード面の復旧・整備が完了している一方、海洋環境の変化等により産地魚市場水揚げ量は震災前の50%と大きく減少しているところがあります。また、中小企業等の事業再開や地域産業の振興に向けて、債権買い取りや新事業活動の支援に取り組み、沿岸地域における被災事業者の事業再開は8割を超えているところがあります。観光面では、新型コロナウイルス感染症の影響により、三陸地域の観光客入り込み数が令和2年には震災前の59.8%と大きく減少いたしました。令和4年には67.2%となり、回復傾向にあると考えております。

11ページに参ります。未来のための伝承・発信であります。伝承館は令和元年9月の開館以降、多くの方に御来館をいただきまして、先月27日には90万人を達成しております。

12ページからは、4本の柱ごとの主な課題と令和5年度以降の取り組み方向等について記載しております。主なものを御説明させていただきます。一つ目の安全の確保では、ア、津波防災施設の整備と地震・津波対策の推進について、2段落目に記載のとおり、巨大地震などの今後起こり得る地震・津波に備え、あらゆる主体と連携しながら、総合的な地震・津波対策に取り組んでまいります。また、ウ、復興まちづくりに対する支援につきましては、防災集団移転促進事業等により市町村が買い取った移転元地は、活用開始決定済みが61%となっており、引き続き復興庁と連携しながら、市町村のさらなる利活用に向けた取り組みを支援してまいります。

続きまして、13ページの暮らしの再建では、ア、被災者の生活再建支援について、複雑かつ多様な課題を抱える被災者に対し、いわて被災者支援センターにおきまして専門家や関係機関との連携強化を図り、被災者一人一人の状況に応じた生活再建を支援してまいります。また、エ、被災者の心のケアについて支援を継続するとともに、オ、児童生徒の心のサポートにつきましても、サポートが必要な児童生徒の割合は内陸部よりも沿岸部で高い状況にありますことから、スクールカウンセラー等の配置など丁寧に取り組むを進めてまいります。

1ページ飛びまして、15ページをごらん願います。なりわいの再生では、ア、主要魚種の水揚げ量の減少対策について、2段落目にありますとおり、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入の三つを大きな柱として、不漁対策に引き続き取り組んでまいります。また、イ、事業を再開した事業者への支援について、

被災事業者の8割が事業を再開しているものの、下の表の売上げの回復状況を見ますと、旅館・ホテル業、それから水産・食品加工業でおくれが見られますことから、商工指導団体等と連携した各種相談事業を実施するなど、事業者の課題解決に向けた支援に取り組んでまいります。

16 ページに参りまして、エ、三陸沿岸地域の観光振興について、DMOや市町村観光協会等と連携して、地域の観光資源をさらに磨き上げ、付加価値を高めるとともに、来年1月からはいわて冬旅キャンペーンを展開するなど、国内外からの誘客拡大に取り組んでまいります。

未来のための伝承・発信では、ア、事実・教訓の伝承と国内外の防災力向上への貢献について、伝承館を拠点といたしました県内震災伝承施設等への周遊機会の創出などを通じて、事実と教訓を次世代へ確実に伝承するための取り組みを実施していくとともに、イ、支援への感謝・復興の姿の発信につきましても、「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の趣旨にのっとり、支援への感謝や復興の姿の情報発信に取り組んでまいります。

17 ページをごらんください。最後に、(3)、必要な事業・制度の継続、予算等の確保があります。引き続き、社会資本の整備や心のケアなどのほか、主要魚種の不漁、コロナ禍・物価高騰等の影響を受けた事業者支援などに取り組んでいくためには、必要な事業や制度の継続、財源等の確保が重要であります。今後も国に対し、提言、要望を実施していくこととしてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岩崎友一委員長 ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、質疑、意見等はございませんか。

○佐々木茂光委員 今説明をいただき、これからまた新たな方向づけの中で進んでいこうというものを感じました。

コミュニティの再生に向けた中で、災害公営住宅に住んでいる方々で、なかなかコミュニティが形成されないでいる地域もあり、いろいろと問題が出てきていることも承知をしております。今の災害公営住宅の入居状況、空き部屋がどのぐらい発生しているのかを最初にお尋ねしたいと思います。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 県営災害公営住宅の入居状況ということでお答えさせていただきます。

令和5年10月末時点におきまして、1,760戸管理しておりますけれども、入居率は約84%になっているところでございます。これに対しまして、空き室の数が同じく10月末時点で281戸、率で約16%という状況でございます。

○佐々木茂光委員 当初の入居は、どのぐらいの率でスタートを切ったのでしょうか。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 考え方としては必要となる戸数を整備いたしましたけれども、やはりどうしても空きが出ているということで、今では一般の被災者ではない方も募集し、入っていただく格好になっているところでございます。

○佐々木茂光委員 家賃の見直しや、年数もたっていることから、かなり高齢化が進んでいるとも聞いております。高齢世帯というのが正しい言葉かどうかは別にして、世帯のそういうところまで、もし知り得ておりましたらばお示し願いたいと思います。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 県営災害公営住宅の高齢化の状況ということでお答えをさせていただきます。

令和5年9月末現在の、県営災害公営住宅の65歳以上の高齢者を含む世帯の状況ですが、1,478世帯のうち806世帯、約55%となっているところでございます。このうち、高齢者のひとり暮らしの世帯が502世帯ありまして、全体の約34%となっている状況でございます。

○佐々木茂光委員 空き部屋の利活用については、これまでも議会でいろいろお話があり、お試し入居なる活用も図られているわけですが、その辺の状況はどうでしょうか。引き合いがあるのか、今後も少し活用の枠をふやしていこうかなど、どういった状況に今ありますか。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 いわてお試し居住体験事業を災害公営住宅を含む県営住宅全体でやっているところでございますけれども、これまでメールや電話等でいろいろと多数お問合せをいただいております。入居を考えている方から何回も問合せいただいでだんだんと入居につながる、そういった問合せの多くが入居につながっている状況でございます。また、今年度から商工労働観光部と連携し、移住定住フェアにおいてPRを行いまして、入居につながったケースがあります。そういった形で、いろいろと取り組みを進めているところでございます。

いわてお試し居住体験事業における入居状況ですけれども、これまで延べ39世帯入居いただいておりますが、そのうち13世帯が災害公営住宅に入居していただいているものでございます。

○佐々木茂光委員 お試し入居も一時的なものでありまして、それらが自分たちの町への定着に結びつくような取り組みもされていると思うのですが、その辺の状況をもう一度お話しいただきたいと思います。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 39世帯入居がございまして、24世帯が退去されているのですけれども、その残りの方が入居をいただいているということで、10数件定住につながっているところでございます。

○佐々木茂光委員 もう一つは、コミュニティの形成ですが、まだ立ちおけているところもあると聞いております。

入居者の中には共益費、これは当然入居している方々に共通する経費になるわけで、例えばエレベーターを使わないからと言って共益費の負担についてまとまりがつかないでいるコミュニティもあると聞いておりますが、当局でもそういったお話を聞いているのでしょうか。要はコミュニティが形成されればある程度解決していくものかとは思いますが、そういった個別の問題まで踏み込んでいる住宅もあると聞いておりますが、どのような形

で解決を図るのか、お知らせ願いたいと思います。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 災害公営住宅の共益費に関する御質問をいただきました。一般の住宅と同じで、共通で使っている廊下の電気代などを御負担いただく、いわゆる共益費ということでございます。今委員から御指摘ございましたが、入居者もいろいろな方がいらっしゃいまして、災害公営住宅には限りませんが、例えばエレベーターのあるアパートで下のほうに住んでいると、どうしても自分は使っていないということをお願いする方もいらっしゃるという話を指定管理者からたびたび聞いたりはしております。そういった場合には、指定管理者も間に入りまして、共益費はエレベーターだけではなくて、例えば受水槽などの生活に欠かせない共同施設の維持管理費、そういうものにも使っておりますと丁寧に御説明して、一般的なルールとして共益費はお納めいただきたいと丁寧に進めているところでございます。

○佐々木茂光委員 当然そうしていただきたいと思います。管理者はもちろんですけれども、県がしっかりと方向性や解決策を示し、入居されている方々にあまり迷惑をかけないように、その辺は一つのしっかりとした考えのもとに調整を図っていただきたいと思えます。

もう一点なのですが、被災元地を含めて町並みがある程度整ってくる中で、どうしても土地の利活用の進まない箇所が、見てわかるとおり、草がぼうぼうの状態であります。町並みの景観のみならず交通安全、例えば歩行者の対策の問題、車の往来の問題もあり、そういったものでは非常に町並みの中では支障になっている案件に取り上げられているのですが、この辺の対応、対策について、できれば県の所見をいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○北島復興推進課総括課長 移転元地の利活用についてであります。県では、被災地の土地活用の課題解決を目指す復興庁の土地活用ハンズオン支援事業に参画し、事業採択された市町村の取り組みを支援するほか、今年度新たにこの支援事業を活用していない市町村に対し、利活用の検討状況等について意見交換を4月、7月に実施しております。復興庁岩手復興局とも情報共有を図る取り組みも行っております。

草刈り等の維持管理については、市町村からは、移転元地の中でもより利活用が期待される土地については草刈りを実施しているけれども、人手や予算の関係で全面的に取り組むことは困難だ、利活用が難しい土地については、原野や自然に戻すことも含めた方向で考えていきたいといった意見を伺っております。

今月末にも復興庁岩手復興局と合同で市町村を訪問することにしておりまして、本年9月、宮城県石巻市で視察した産業用地等に利活用が困難な土地を里山に戻す先事例なども紹介しながら、土地の条件に応じた利活用方法を市町村とともに検討していくこととしております。今後においても、国と連携しながら移転元地等が沿岸地域の産業振興や地域の活性化に有効に活用されるように取り組んでまいります。

○佐々木茂光委員 私たちもそれぞれの被災地を訪れるわけですが、特に中心市街地とな

り得るところの周辺に、せつかくここまで復興した中で、まだまだああいう風景が残っているというのは、逆に目立ってきているのです。自由民主党としても市町村要望に行き、地元の市長をはじめ、そういったところの風景を見られるわけでありまして、何としても景観を含めて、自ら動いてやらなければだめなのではないかと言うのですが、今お話があったように、なかなかお金のかかることだという話になる。それはしっかりとした信念のもとで、いかにこういった景観を保持していくのかというものを、強いものを持って取り組んでいかなければならないと思うのです。それが民地であったりするものの、公共にいろいろな影響が出ているということです。交通安全の問題もあり、もう歩行者が見えないぐらい、例えば交差点付近がそういう荒地になってしまうなど、その辺は少し強い縛りを持って、県が指導力をもってしっかりと進めていっていただきたいと思うのです。要は地元の問題で解決できるのかどうかということになるのですけれども、そこはやはり被災地であるがゆえに、一緒に踏み込んだ形で、利活用を含めて、雑草や荒地になっているところの景観的なものにも県からも積極的に話を出してもいいのではないかと思います。県はどのように考えられますか。

○北島復興推進課総括課長 今委員から、商店街周辺というお話がございました。これは、多分区画整理のかさ上げ地における雑草問題についてのお話だと思っています。伸び放題となっている雑草が交通障害、あるいは周辺の環境悪化や犯罪の温床になりかねないということで、地元から改善を求める声が相次いでいること、その一方で私有地が大半を占めているということで、市町村でも抜本的な対策を打ち出せずに苦慮されていることは認識しております。土地の管理は、土地の所有者が適正に行うことが基本でございますことから、市町村が土地所有者に対して適正な処理をお願いしつつ、この問題の解決には土地の利活用の進展が重要であります。先ほど説明いたしましたけれども、復興庁の土地利用ハンズオン支援事業に県も参画をし、官民連携による持続的なにぎわいの創出と土地利用の取り組みに向けたまちづくり、土地利用ビジョンの策定、それから土地利用バンクについて、より一層の利用促進に向けた民間事業者と連携した体制構築などにより、国と連携しながら、市町村のかさ上げ地における利活用の取り組みを支援し、産業の振興や地域の活性化につなげていきます。

○佐々木茂光委員 そのとおりなのだけれども、あくまでも私有地だからと、少し引いた形になるので、公共のためにどうあるべきかをしっかり示していかないと収拾がつかない。草を刈ってくれと言っても、刈ってくれる人はいますが、刈らない人は刈らない。その人の刈る分を、例えば行政側が刈って、その人に請求書を出すというような強いもので示していかないと、本当に公共としての整合性が取れないのです。誰がその旗振りをするのかということになると、やはり行政サイドなのです。そこは、強く押し進めていただきたいと思います。市で買い取った分は別にしても、そういったところがかなりの面積を占めているわけで、活用が決まるまでの間は、当然そのような状況をずっとさらしていかなければならないのです。行政としても、決して好ましい姿ではないと私は強く思うのですけれ

ども、この問題についてはしっかりと取り進めていっていただきたいということをまず要望します。よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点ですが、県のいろいろな主力の魚種が不漁続きの中にあり、地元の水産加工にかかわっている方々が魚種の変更といった対応に迫られております。当然県や国の支援が今進められているのですが、魚種変更にかかわる業界の設備投資はどのように進められているのか、お聞きしたいと思ひます。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 魚種変更への対応でございますが、近年の海洋環境の変化等によりまして、サケ、サンマ、スルメイカなどの主要魚種の水揚げが減少し、マイワシやサワラ等の水揚げ量が増加しております。県内の水産加工業者にあつては、新たな魚種に対応した製造ラインの見直しや機器整備が必要となっていることから、県では国の事業を活用し、これまで延べ約70社の設備投資などへの取り組みを支援しております。

また、ソフト面においても、国の各種補助事業の導入を促進しているほか、魚種転換に向けたアドバイザー派遣による商品開発や販路の開拓を支援するなど、収益力の高い水産業が発展されるよう今後も積極的に取り組んでまいります。

○佐々木茂光委員 70社というのは、それを目指す加工屋もあれば、現状で加工業を継続する方もいると思うのですが、数としては多いほうなのですか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 70社という数が多いかどうかについては、比較対象がないので何とも申し上げられませんが、この事業は平成27年度から開始されておまして、実際には県内で69社になりますが、例えば水産加工に係る魚のフィードカッター、あるいは機器の稼働効率を上げるための機器整備やスライサーといった機器が導入されております。

○佐々木茂光委員 いずれいつ来るかわからない魚を待つような状況にあるので、それらに向けた事業者の取り組みに対しては、積極的にしっかりと御支援をお願ひしたいと、そのように申し添えます。

○城内よしひこ委員 私からも今のなりわいの再生についてお伺ひしたいのですけれども、水産加工業がなかなか大変だというのは、これまでもずっと話をしてきたところであります。佐々木茂光委員も聞いたのですけれども、いろいろな意味での魚種の転換の実績は70社ということですが、その先が実は大事なののですけれども、その70社の方々は、売り先がちゃんと確保されているのか、またこれまでも取り上げてきたのですけれども、一度東日本大震災津波で商品を棚から撤退してしまったがゆえに、なかなか戻れない状況というのはあるわけですが、そういったことに対する皆さんの追跡なども含めて、どのように捉えているのかお伺ひしたいと思ひます。

○畠山産業経済交流課総括課長 水産加工事業者の売上げ状況も含めてでございますが、東北経済産業局が令和5年7月に公表した東北4県におけるグループ補助金交付事業者へのアンケート調査によりまして、水産食品加工業は震災直前の売上げ2,922億円と比較し

て、現在売上げが2,730億円、震災直前と比べて93%に減っているという調査結果が出てございます。売上げが回復していない要因といたしましては、原材料、資材、仕入れ等価格の高騰、新型コロナウイルスによる影響、既存顧客の喪失などとなっております。特に原材料の高騰につきましては、近年の主要魚種、秋サケ、サンマ、スルメイカなどの水揚げ不振や養殖漁家の減少による生産量の減少等が要因と推測されているところでございます。

御質問いただきました売り先が確保されているのかということにつきましては、なかなか個々の状況というのは把握できていないところでございますけれども、さまざまなこれらの課題によりまして、従来持っていた販路を失っている、非常に苦慮しているという状況については、我々も先月も沿岸を回ってまいりましたが、認識してございます。

そこで、県といたしましては、水産加工事業者、加工業の復興に向けまして、引き続き魅力ある商品づくり、販路の開拓、生産性の向上支援を行ってまいりますほか、個々の事業者には、やはり人手不足、後継者の問題といった経営の継続に関する問題も非常に多いと聞いてまいりました。これらの経営課題の解決に向けまして、事業者個々の取り組みに加えて、今後の方向性として、個社の取り組みになかなか限界があると考えておりますので、エリアを越えて、沿岸だけでなく内陸も含めた他の業態、業種、食産業関係の事業者であるとか、あるいはより大規模な事業者、首都圏等も含めた大手の企業との連携も踏まえた新しい企業間連携を促せるようなスキームの構築を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 決算特別委員会のときも皆さんに訴えたのですが、例えば林業の林業会議というのですか、生産者から販売をする方々全体で、業界、業態をどう考えるか、という考え方が必要だと思っています。これまで浜がよかった頃は、じゃんじゃんとしてじゃんじゃん売れる太平洋銀行という言い方をする方々が多くいたのですが、太平洋銀行も今や貸し渋りが出てきたと考えざるを得ないとなると、全体でやっていけないといけないのではないかなと。なりわいを今までのような復興という、単なる元に戻すだけではない考え方、視点がやはり必要ではないかと思えます。とるまでは水産なのだけでも、そこから市場を通ってしまうと加工、流通になって、商工労働観光部に部局は変化していくわけです。そういう意味での連携というのは、皆さんの中にも必要だけれども、現場の中にはより必要だと。これまでのような一人親方ではやっていけないのがもう明々白々なわけでありますので、そういう連携を促す、仕組みをつくって、みんなで一緒に考えていけないといけないと。いいものを持っている方々は、自分だけで困って、離さないという言い方は失礼ですけれども、そういう傾向があるので、そういうことも含めて全体で立ち向かっていかなければならない難題だと、今そういう時期だと思っているのですが、その辺はどうでしょうか。

○畠山産業経済交流課総括課長 中小零細、実質一人親方のような状態で経営されている事業者も非常に多いとお聞きしました。

これから持っていく方向性といたしまして、さまざまな連携を促していくことがますます重要になるのだろうと認識してございます。我々もこれまで以上に振興局あるいは本庁が連携して、もっともっと現場に足を運びまして、事業者それぞれ課題、状況が異なりますので、それらの声を丁寧に聞き取りまして、経営課題の解決につながるような、大きな連携を促していくような施策を迅速に打てるように、しっかり対応してまいりたいと存じます。

○城内よしひこ委員 決算特別委員会のとくに取り上げたのですけれども、水産加工業者は新たな冷蔵庫をつくって最新鋭のものをそろえているが、なかなか物が入らない状況があると。内陸部からもいろいろな形で情報であったり、冷やすものがあるならば紹介したりということが必要なのではないかと提言させていただきました。ぜひそういうことも取り組んでいってほしいと思うのですが、この1カ月、2カ月で状況はどのように変わったのか、また調査も含めてあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○畠山産業経済交流課総括課長 実際に水産加工事業者を回らせていただいたときに、組める相手がいるならば、例えば水産加工品に限らず、農産物でも、別な食品でも、今有効活用できていない冷蔵庫、冷凍庫、そういったものを使ってもらってもありがたいと、そういうお声を私も頂戴しました。これから内陸のマッチングする側のニーズ、声も実際に歩いて聞いてまいりたいと思います。

○城内よしひこ委員 ぜひお願いします。そうでないと、笑顔で年が越せないような状況がもしかしてあるのかもしれないと心配をしているところです。

あわせて、お伺いしたいのですけれども、伝承、観光についてです。東日本大震災津波伝承館の客入りがいいというのはそのとおりで、そこをゲートウエーとして、より他の被災地に人を運ぶ、誘導する仕組みづくりをしていくと聞いてきたところですが、この間の実績はどのようになっているのでしょうか。沿岸の観光関係のホテル、旅館関係がなかなか厳しい状況にあるわけですが、そういう状況も踏まえて、皆さんはどう取り組み、事業の評価はどうなっているのか、内容も含めてお伺いしたいと思います。

○齋藤商工企画室企画課長 これまで伝承館も含めた三陸ならではの観光資源、地域資源ですとか、復興が進んでいる三陸の姿を生かした、交流人口の拡大を図っていく観光振興を進めております。

これからの取り組みとしましては、今度まずいわて冬旅キャンペーンが行われます。来年、令和6年1月から3月までの3カ月間、三陸沿岸におきまして冬の味覚ですとか絶景など、特色のある冬季観光、冬季コンテンツなどを活用したいわて冬旅キャンペーンなども展開いたしますので、そういったところで伝承館も含めて首都圏への発信を強化するとともに、誘客拡大に取り組んでいきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 キャンペーンは、今までも聞いてきたのですけれども、なかなかそれが実際の数字にあらわれてきていないと私は考えたりしているわけです。その要因を現地、現場の方々にお伺いすると、道路があまりにもよく、逆に日帰りが出だしたというこ

ともあるようです。イベントをして、たくさんの方が来るのだけれども、お買物が終わったらすぐ帰ってしまうという。どうやって地元の人を泊まらせるかということ、今後仕組みとして考えていかなければならないのではないかと思います。今までのような、キャンペーンをやりました、情報を中央に発信しましたというのではなくて、実際に来ていただく、そして実際に泊まっていただく仕組みが必要で、そういうことをこれまでも多分皆さんは考えていらっしゃるのだと思うのですが、なぜ数字として出てこないかということも含めて調査はされていますか。

○齋藤商工企画室企画課長 周遊、また滞在型観光につきましては、観光振興を進めていく上で重要だと認識して取り組みを進めてございます。三陸沿岸道路が開通しまして、確かに広域連携の利便性がよくなり、通過型になってしまう課題があるということも認識してございます。

そのような状況もございますので、よりその場に滞在していただくような仕組みが重要であり、特に近年アドベンチャーツーリズムなどが人気で、沿岸地域の観光資源は高いポテンシャルを有していると思いますので、体験観光のところを強化していきたいと考えております。

○城内よしこ委員 正月を越せるのだろうかとか心配しながら営業している方が少ないという現場の方々の状況と、皆さんの答弁にちょっと乖離があるのではないかと、もう少し緊張感を持った対応を求めざるを得ないと思うのですが。仕組みとすればいろいろな仕掛け方はあると思うのです。例えば、今年宮古市に入った大型客船が夜の11時に出港するとき、多くの方々が出港を見るために宮古市に泊まったという話もお伺いしました。そういう新たな仕掛けが必要になってくるのではないかと思います。従前のおりだと、さっき言ったとおり道路がよくなって人がどんどん抜けていくわけですから、それを逆手に取った形でとどまらせるような仕組みを考えてほしい、そういう仕掛けをしてほしいと思います。現場の方々は、もう月末の支払いで、そういう知恵とかアイデアとかを出しているような余裕がある方々は、今もしかしたら少ないのではないかと考えています。皆さんが言っているいい意味での素材がある沿岸部に大手のグループがどんどん進出する兆しが今見えていますので、そこも含めて、何とか地場の方々が頑張れる仕組みをつくってほしいと思うのですが、部長、いかがですか。

○佐藤復興防災部長 委員御指摘のとおりだと思っております。道路がよくなって、日帰りの方がたくさんいらっしゃるというのはそのとおりだと思っておりますし、逆に遠方からたくさん来ていただいて、ぜひ被災地に滞在していただく、そしてそちらでたくさんのお金を使っていただく仕組み、これは非常に大事だと思っております。

伝承館には、100万人を超える人がおいでいただいています。もともと東日本大震災津波伝承館も今の計画の中でも被災地のゲートウェー機能ということで捉えておりますので、関係部局、それから民間、市町村と連携しながら、滞在型の観光という形の取り組みをぜひ進めてまいりたいと思っております。

○岩崎友一委員長 おおむね開会后1時間が経過をいたしますので、換気のため、この際
暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 先ほど復興推進プランの概要の説明で、生活・雇用の冒頭に市町村や社会
福祉協議会等と連携した被災者の生活の安定に向けた相談対応の説明もありました。私は
決算特別委員会でも取り上げたのですけれども、いわて被災者支援センターの活動が大変
重要で、実績も上げています。直近のいわて被災者支援センターの活動実績をまず示して
いただきたい。

○和田復興くらし再建課被災者生活再建課長 いわて被災者支援センターの今年度の実
績についてでございますが、令和5年度は10月末現在76人から相談がございまして、相
談対応回数は1,571回となっているところでございます。また、今年度は市町村職員等を
対象とした被災者支援担当者研修会を2回開催しておりまして、そのほかに相談者への支
援方針の共有など、市町村や市町村社会福祉協議会との連携強化を図りながら、支援して
いるところでございます。

○斉藤信委員 あっさりしているが、実績はもっと豊かにあるわけです。相談対応件数は、
10月末現在1,571回。特に複雑困難な課題に対応するというので、弁護士による専門家派
遣、これが既に63回、生活設計、ファイナンシャルプランナー、これに基づく専門家派遣
が10回、言わば法律的な、そして専門的な相談にも対応しています。ただ法律家、専門家
の相談というのは1回で解決しないのです。それをいわて被災者支援センターがフォロー
しているということになるわけです。個別支援計画の作成状況、その実績を示してください。

○和田復興くらし再建課被災者生活再建課長 いわて被災者支援センターの個別支援計
画の作成状況でございますが、令和3年度の開設から本年10月末までに495人から相談が
寄せられ、このうち継続した支援が必要と認められた339人について個別支援計画を作成
しており、これまでに215人の支援が終了し、124人の支援を継続しているところでござ
います。

○斉藤信委員 個別支援計画をいわて被災者支援センターに行ってみせていただきま
したけれども、10ページ以上の大変詳細な支援計画なのです。本当に被災者の生活実態、
困難をしっかりと把握して、そして継続的に支援をしている。相談受付件数のうち、計画を
作成した割合は68.5%、支援が完了した割合が63.4%ですから、約7割方、相談を受けた
ものの個別支援計画をつくっているということになります。

こんなに大変頑張っているにもかかわらずセンターの体制はどうかと。たった4名なの
です。訪問同行支援がこれまで令和3年度、4年度、5年度とどう推移しているか示して
ください。

○和田復興くらし再建課被災者生活再建課長 いわて被災者支援センターにおける訪問同行支援の状況でございますが、令和3年度は23回、令和4年度は45回、令和5年度は10月末時点で48回となっているところでございます。

○斉藤信委員 訪問同行支援、伴走型支援は今本当に重要になっています。もう既に10月末現在で昨年度を超えているのです。訪問同行支援をするときには、複数で同行しますが4名の体制です。いわて被災者支援センターは、人がいなくなるのです。だから、このいわて被災者支援センターではNPO法人が独自に人を配置してやっているわけです。ますます切実になる被災者の生活相談への体制、伴走型支援を知事も最近そのことを強調しています。伴走型支援を強化すると言ったら、私はもう来年度、抜本的に体制を強化する必要があるのではないかと思います。4名ではできないのではないですか。

○和田復興くらし再建課被災者生活再建課長 いわて被災者支援センターの体制強化についてであります。住宅ローンの返済であるとか生活設計の見直しなど、専門的な支援が必要なケースについては、弁護士やファイナンシャルプランナーなど外部の専門家と連携しながら、きめ細やかに対応できる体制を構築して伴走型の支援を現在実施しているところでございます。相談対応回数や訪問同行支援、それから専門家相談の回数が増加傾向にあることを踏まえまして、令和5年度は相談体制の充実を図るために、相談支援に対応する職員の人件費を増額し、いわて被災者支援センターの業務を相談支援により特化した内容に見直しを図ったところでございます。

今後とも相談内容や支援の状況を踏まえまして、業務の見直しを検討するとともに、弁護士等の専門家や、市町村や社会福祉協議会など一層の連携強化を図りながら、相談体制の充実を努めてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 確かに今年度若干拡充されたのです。4名の体制は変わらないのだけれども、事務員を相談員の人件費で措置したと、この程度です。人員は変わらないのです、4名で。私は、最低あと2名の増員は必要だと思います。いわて被災者支援センターに聞いたら、お隣の宮城県もこういう支援センターはないのです。だから、岩手県の相談支援センターに相談に来ていると言うのです。東京都からも来ていると。これはもう全国に誇る達増県政の大事な取り組みです。県は、継続した課題と位置づけているわけだから、被災者の生活再建をしっかり支えると。住宅を再建しても、その借金返済で困っている。本当に大変なさまざまな問題を抱えていますから、今の取り組みを継続して、さらに拡充されるように、体制の強化をぜひお願いしたい。

この問題の最後に、県内、県外避難者への支援ですけれども、昨年度の調査で100名近くが岩手県に戻りたいと、こういう意向調査がありました。この対応は、今県が直でやっているということですが、県内、県外の避難者への支援については、どう取り組まれているのか示してください。

○和田復興くらし再建課被災者生活再建課長 県外、県内避難者の実態と支援の状況でござ

ざいますが、令和3年度と令和4年度に県外に避難している434世帯、県内で避難している645世帯、合計1,079世帯を対象に、帰郷の意思などを確認するアンケートを実施したところです。その結果、789世帯から回答があり、うち帰郷希望のあった92世帯に対し、いわて被災者支援センターにおいて個々の状況をお聞きしながら、災害公営住宅の募集案内や沿岸市町村の移住・定住支援の情報を送付するなど、県といわて被災者センターが連携しながら、帰郷に向けた支援に取り組みしているところでございます。

○**斉藤信委員** 帰郷を希望している92世帯の中には、すぐに戻りたいだけでなく、5年後、10年後ということもあると思います。ですから、そういう点でも継続した支援が必要です。

二つ目に、福島原発事故による、いわゆる汚染水による被害、損害が今発生しております。この汚染水の海洋投棄による被害、損害の状況をどう把握をされているか示してください。

○**高橋復興危機管理室特命参事兼放射線影響対策課長** 本県水産業の影響についてでございますが、水産加工関係団体からの聞き取りによりますと、一部の水産加工業者でイナダやスケトウダラ、イクラ等の輸出が困難になっているほか、スルメイカ、ホタテ、サケ等の取引がキャンセルになっているなどの影響が生じていると把握しております。また、アワビの10キログラム当たりの事前入札価格は、11月漁獲分が9万7,000円と、前年に比べ約3割低下、12月漁獲分が7万6,000円と、前年に比べ約4割低下したところですが、ほかの水産物の影響については現時点では確認されていないところです。

○**斉藤信委員** 恐らくスケトウダラは、冷凍物が中国にかなり輸出されていたのです。総額で6億円余という実績ではなかったでしょうか。これがほとんどストップすると、冷凍庫に保管しているため、電気代が大変な額がかかっているのです。だから、私は現段階でどういう被害、損害が発生しているかということも把握する必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○**高橋復興危機管理室特命参事兼放射線影響対策課長** 現在具体的な損害額等については把握していないところでございます。損害賠償請求の取り組みでございますが、中国からの輸入停止措置等により損害が生じた場合には、東京電力において賠償を行うこととしており、県内の一部の水産加工業者については、東京電力との賠償に向けた交渉を行っているという把握しております。また、アワビの事前入札価格の低下に伴う損害についても、県漁業協同組合連合会が東京電力と賠償に向けた交渉を行っているという把握しているところでございます。

○**斉藤信委員** 既に損害賠償で交渉を行っている例があるわけですから、具体的に県がリアルに把握して行う必要があります。先ほど水産加工業の大変厳しい状況も議論になりました。そういう中で、追い打ちをかけるように汚染水の海洋投棄によって被害、損害を受けています。私は、本当にこれは許されないことだと思います。既に発生しているものは戻りませんから、これから被害、損害がどんどん広がるだけなのです。だから、次々とし

っかり手を打って、被害、損害が広がらないような対策を政府に求めていくべきです。

そもそも海洋投棄というのは、関係者の理解なしにはやらないと約束していたものです。それを一方的にほごにして、国内でも理解を得られずにやったし、海外に対しても理解を得られずにやったから、こういう深刻な事態になっているわけで、そういう点で私は海洋投棄を本当にこのまま続けていいのかと問われているのだと思います。被害、損害の状況を含めて、この海洋投棄を本当にとめないで被害が広がるということですから、そういう対応をすべきです。

もう一つ、あわせてお聞きしますけれども、汚染水の処理については、海洋放出以外にも方法があるのです。それをまともに検討しないで、一番安上がりだと思っていた海洋放出をやったというのが実態です。県の市長会も別の方法を検討すべきだと、毎年毎年要望しているのです。私は今の段階で県もしっかり政府、東京電力に求めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○高橋復興危機管理室特命参事兼放射線影響対策課長 海洋放出の中止と、ほかの方法の検討についてでございますが、海洋放出を含めた処理水の処分につきましては、漁業者をはじめとする事業者が安心して事業を継続できるよう、国及び東京電力が処分方法も含め、全責任を持って対応するべきものと考えております。また、処理技術の検討についてですが、今年度実施した県、沿岸 13 市町村で構成する岩手三陸連携会議及び県漁業協同組合連合会による 3 者要望や政府予算要望等で、トリチウムの分離技術など、さらなる処理技術の推進を国に要望しているところでございます。

なお、東京電力では、国の処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画に基づき公募等を実施し、トリチウムの分離技術の研究が進められていると承知しているところでございます。

○斉藤信委員 汚染水の海洋投棄は、国内でも、国外にも理解を得られずに強行したと。安上がりだと思ってやったけれども、中国に対する水産物の輸出額は、全国規模で見ると 800 億円を超えるのです。安上がりどころか、とんでもない損害が発生するのです。私は、そういう意味でも無謀なやり方だということは指摘をしておきたいと思います。

三つ目に、災害公営住宅のコミュニティ確立の支援について、佐々木茂光委員も取り上げましたが、その要である集会所の活用状況について、実態を詳しく述べていただきたい。それについて、どう認識されているかも答えていただきたい。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 災害公営住宅の集会所の活用状況についてお答え申し上げます。

県が管理している災害公営住宅のうち、集会所のある 29 団地における令和 5 年度第 2 四半期の一月当たりの集会所の活用状況でございますが、ゼロ回が 2 団地、1 回が 11 団地、2 回以上が 16 団地ございまして、そのうち 20 回以上の団地が 2 団地となっているところでございます。この集会所を活用しているアパートでございますけれども、自治会活動が盛んなアパート、または市町村の社会福祉協議会が一緒になって活動していただいている

アパートに積極的に活用いただいている状況でございます。

○**齊藤信委員** 今も答弁があったように、集会所が1カ月で全然活用されていない2団地。たった1回ですよ、月1回、これが11団地。2回以上と言ったけれども、2回だけというところが7団地あるのです。これで20団地です。29団地のうち、ゼロから2回で20団地。圧倒的に集会所は使われていない、閉まっている。

実はこの集会所がなぜ整備されたかといいますと、阪神・淡路大震災の教訓なのです。あそこで孤独死が2,000名以上発生しました。だから、被災者が災害公営住宅の中で集える集会所、集会所だけではなくて支援員の事務室まで整備されている、これが岩手県の災害公営住宅なのです。コミュニティ形成の拠点として整備をしたと。それが現実問題として、残念ながらほとんど使われていない。私は、被災地岩手として、阪神・淡路大震災の教訓を生かすことは、岩手県に求められている課題だと思います。阪神・淡路大震災の教訓を生かして集会所はつくったが、それを使える対策はなかったということになれば、これは大変なことになる。今の総括課長の答弁にもあったように、20回活用されているところもあるのです。12回活用されているところも、16回活用されているところもある。共通しているのは、生活支援相談員が配置されているところです。そこでは、さまざまな行事も企画され、人がいますから、安心してそこに集えると。そういう意味で、私はせめて50戸以上の災害公営住宅には、きっちり実績で証明されている生活支援相談員をもう来年度から配置すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**前田地域福祉課総括課長** 生活支援相談員の配置についてであります。本県では生活支援相談員を配置して、被災者の見守りなどの個別支援やサロン活動などの地域支援を重点的に実施する地域見守り支援拠点の設置を推進してきたところでありまして、今年度2カ所追加し、6市町に12カ所の拠点が設置されております。これらの拠点は、各市町村社会福祉協議会が地域の支援ニーズを踏まえ、4カ所の災害公営住宅のほか、防災集団移転先団地や商店街などに設置しているものであり、災害公営住宅の入居者に加え、持家を再建した被災者なども対象に支援を行っているところでございます。

県としましては、引き続きこうした見守り支援の取り組みにより、市町村や市町村社会福祉協議会などの意向も伺いながら、災害公営住宅の入居者相互の交流や近隣住民との交流を促進し、地域住民が相互に支え合う福祉コミュニティの形成を推進してまいります。

○**齊藤信委員** 私がかなりリアルにお話ししても、災害公営住宅には4カ所しか配置されていないのです。なぜですか。20団地は、立派な集会所があっても、ゼロから2回しか活用されていない、開かれていないのです。私がさっき言ったように、阪神・淡路大震災の教訓を生かして、孤独死をなくし、そして災害公営住宅でのコミュニティを形成する、そういう前向きな経験、教訓をつくるのが今求められているのではないですか。今災害公営住宅の実態は、先ほどの答弁にもあったように、65歳以上が実に55%です。高齢者を含めて、ひとり暮らしが34%、3世帯に1世帯が高齢者ひとり暮らしなのです。こういう方々は行き場がないのです。20団地もあるのですから、集会所を拠点にして、3世帯に1世帯

以上のひとり暮らし高齢者も見守るような体制を構築することが必要なのではないですか。なぜこれを改善しないのですか。やるべきではないですか。やらない理由を示してください。

○**前田地域福祉課総括課長** 災害公営住宅への生活支援相談員の配置についてでございますけれども、本県は、今約 60 人の生活支援相談員を配置しておりますが、地域見守り支援拠点といたしましては、災害公営住宅の入居者に加え、持家を再建した被災者なども対象として支援を行うように、地域の実情に応じて設置、運営しているところでございます。

県といたしましては、市町村や市町村社会福祉協議会などの意向も伺いながら、また民生委員、市町村が独自に配置する支援員などとも連携しているという実態も踏まえまして、今後も必要な人員を配置してまいりたいと思っております。災害公営住宅への配置につきましても、また来年度以降の配置についても、今後市町村、市町村社会福祉協議会などの御意向を伺いながら配置をしてまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 最後にしますが、確かに自力で住宅を再建した方々がいます。しかし、町内には町内会、自治会があるのです。この町内会、自治会は、全世帯の名簿を把握しているのです。民生委員もいるのです。町内会というのは、ひとり暮らし高齢者を民生委員がちゃんと訪問しているのです。災害公営住宅は、100 世帯、200 世帯あっても、そういう体制が自力ではないのです。先日、岩手大学の船戸客員准教授が災害公営住宅のコミュニティ問題で自治会の役員と協議をしたと、大変だとニュースにも出ました。やはり行政の支援がないと、自力だけでは今災害公営住宅のコミュニティや役員の体制を維持するのは大変だということは、共通の認識です。

最後に部長に聞きましょう。もう 12 年たっていますから、役員ももう交代の時期なのです。今まで頑張っている役員も、いつまでももたない。自治会を支えながらコミュニティを今の時期に確立しないと、本当にお年寄りだけの住宅になってしまう。そういうことを絶対岩手は解決すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか、部長。

○**佐藤復興防災部長** 今委員から御指摘のありました災害公営住宅のコミュニティの関係でございます。委員からも御紹介がありました船戸客員准教授の取り組みも、県からの委託事業で、コミュニティ形成の手助けという形で事業を進めているところでございます。

いずれ災害公営住宅でなかなか自治会が構成されないといったような問題は、ずっと前からございますので、県といたしましてもその部分については、市町村とともに問題意識、共通認識を持って対応してまいりたいと考えております。

○**畠山茂委員** 5 項目のうちの最初がコミュニティ、心のケアということで、いわて被災者支援センターの件だったのですが、斉藤信委員のお話で大体理解をしましたので、ここは割愛をしたいと思います。

それから、二つ目の生活支援相談員の活動状況、ここも今斉藤信委員が触れましたが、11 月 13 日に開催された現地復興推進会議の中で、各市町村の社会福祉協議会から、国の訪問相談支援事業が令和 7 年度でなくなるということで不安があるのだというお話がされ

ました。必要性は今齊藤信委員がお話をし、生活支援相談員の活動状況も聞きましたので、今後の見通しについて県の認識をお聞きしたいと思います。

○**前田地域福祉課総括課長** 生活支援相談員の今後の見通し等についてでございます。県では、被災者が孤立を深めることがないように7市町村社会福祉協議会及び県の社会福祉協議会に、本年10月末現在で55人の生活支援相談員を配置して、見守り、相談支援や福祉コミュニティの形成支援に取り組んでいるところでございます。

発災から12年9カ月経過いたしまして、被災者が抱える課題は複雑化、多様化してきており、中長期的にさまざまな課題に対応する包括的な支援体制を構築していく必要があると考えております。県では、いわて県民計画（2019～2028）第2期復興推進プランに基づき、引き続き生活支援相談員の配置を行うこととしており、また市町村において被災者の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備していく上で、重層的支援体制整備事業の実施を促進することが有効と考えておりまして、今後も被災者を支える支援体制の構築を進めていく考えでございます。

○**畠山茂委員** 前向きな答弁ありがとうございました。

3番目にお聞きしたかったのは、災害公営住宅の入居状況と自治会の関係だったのですが、ここも齊藤信委員と佐々木茂光委員がお話をしたので、省略したいと思います。ただし、現実として高齢化率、65歳以上が55%もいるのだということは、それこそ災害公営住宅には自治会のないところもあると聞いておりますので、先ほど来の議論も含めて進めていただきたいと思います。

先日災害公営住宅の方とお話をする機会があつて、認識を新たにしたところなのですが、やはり災害公営住宅というのは改めて特殊というか、そういう人たちが住んでいるのだなと思いました。自宅再建を諦めた方々なので、資金面が大変だった人もあるでしょうし、聞いていくと夫婦の一人が亡くなったとか、もともとひとりだったとか、子供はいるのですけれども、遠くに住んでいて、次の家の跡取りがない、盛岡や東京に住んでいて跡取りがないので、災害公営住宅に住んでいるのだということです。今、月日がもう少しで13年たとうとしているのですけれども、13年たつてくると先ほども説明がありました、いろいろ悩み事が変わってきていると。例えば亡くなったときの相続であったり、お墓はどうするのだろうか、病気になったら誰が面倒見てくれるのかといったさまざまな新しい課題を抱えている人たちが大変多いと思っています。そういったことを先ほど言った相談支援やさまざまなところで、あるいはいわて被災者支援センターでフォローしていると思うのですけれども、そういった課題は県でも認識なさっているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○**和田復興くらし再建課被災者生活再建課長** 災害公営住宅にお住まいの方の課題等でございますが、県のいわて被災者支援センターにも多くの方が相談に来ている状況でございます。例えば生活資金について、震災から10年が経過して働けなくなったときに、年金だけで生活できるか不安だといったこともございますし、息子など家族の中に住宅を再建

してローン返済が大変だという方もいる、また、避難先でひとり暮らしの息子がひきこもりになってしまったというお話もございます。課題に関してはさまざまな範囲で多様化していると認識しておりまして、そういった方々はぜひいわて被災者支援センターで相談対応させていただきたいと思っておりますので、市町村や社会福祉協議会と連携をさせていただきながら、また専門家の助言をいただきながら解決をするということで、いわて被災者支援センターの取り組みを進めていきたいと考えております。

○**畠山茂委員** 沿岸部の経済動向ですが、先ほど来、先輩委員の皆様にも水産業のことを一生懸命触れていただきました。一般質問でも触れましたけれども、沿岸部は人口減少が県平均の2倍進んでいて、有効求人倍率も1倍を下回っているということで、そこに今新型コロナウイルス感染症と物価高騰が追い打ちをかけている大変厳しい状況だと思っています。水産業のほかにも、復興特需が終わった建設業もそうですし、新型コロナウイルス感染症、物価高騰などで観光業も私は厳しいと思っております、沿岸部の全体の景気の動向を県はどのように分析をしているのか、全体的な認識をお聞きしたいと思います。

○**森県北・沿岸振興室沿岸振興課長** 沿岸部の経済動向についてであります、沿岸地域では、人口減少に加えまして婚姻件数、出生数ともに全県平均を上回る減少率で推移し、他県や県内他圏域への転出も顕著となっております。令和5年10月期の有効求人倍率を見ますと、全県1.23倍に対し、沿岸地域は0.94倍と、1倍を下回っております。

また、県内の令和4年度の公共工事請負金額は、県全体で約1,700億円となっており、震災後のピーク時、平成26年度との比較では約67%の減少となっております。

沿岸地域の基幹産業であります水産業を見ますと、主要魚種の不漁が続いており、今期11月末現在の秋サケ累計水揚げ量は72トンとなっており、前年同期比23%、震災前同期比では0.5%となっております。

令和4年度の沿岸地域への観光入り込み客数は約500万人となっており、令和3年度との比較では約16%の増加とはなっておりますが、コロナ禍前までは回復していないなど、沿岸地域の経済動向は厳しい状況が続いているものと認識しております。

県といたしましては、第2期アクションプランに掲げる人口減少対策に係る施策を推進するとともに、復興の取り組みにより大きく進展した交通ネットワークを生かした産業振興や交流人口の拡大により、沿岸地域の地域特性を踏まえた振興に取り組んでまいります。

○**畠山茂委員** ぜひよろしくお願いたしたいと思っております。

最後の5項目は、佐々木茂光委員が触れた移転元地の課題です。移転元地の課題は、東日本大震災津波で被災した各市町村の本当に一番大きな課題だと私も思っておりまして、私が住む宮古市でも、移転元地の57%は利用計画がない状況であります。先ほど草刈りの管理の話もありましたけれども、改めて現在の元地の未利用の状況、どのくらいあるのかお知らせいただきたいと思います。

○**北島復興推進課総括課長** 移転元地の利活用の状況についてであります、令和5年8月末現在、市町村が買収した321.9ヘクタールのうち、既に活用されている面積は180.5

ヘクタールとなっており、今後の活用が予定されている 19.2 ヘクタールと合わせると 199.7 ヘクタール、約 62%の活用開始が決定しております。一方で約 4 割の土地については利活用の計画がない状況となっております。

○**畠山茂委員** 先ほどのやり取り、説明の中でも、国と連携をしながら利活用を進めていくとお話があったのですが、今国、県、市町村の中で協議をしながら、あとの 4 割を活用するための新しい制度や見通しなどがあるのかどうか、そこも改めてお聞きしたいと思います。

○**北島復興推進課総括課長** 利活用が進まない土地の活用状況についてでありますけれども、県では復興庁の土地活用ハンズオン支援事業に参画し、事業採択された市町村の取り組みを支援しているところです。支援事業を活用している市町村では、例えば大学発ベンチャー等と連携したワークショップですとか、地域参加型の実証実験の実施、官民連携による持続的にぎわいの創出や、土地利活用の取り組みに向けたまちづくり、土地活用ビジョンの策定などの取り組みが進められております。

また、今年度新たに国の支援事業を活用していない市町村と利活用の検討状況等について意見交換を行い、復興庁岩手復興局とも情報共有を図る取り組みを進めており、引き続き国と連携しながら、市町村における利活用の取り組みを支援し、産業の振興や地域の活性化につなげていきたいと思っております。

○**畠山茂委員** 新たな制度は、これからと聞きました。先ほどもお話があったとおり、今本当に未利用地がたくさんまだ目につくので、お願いしたいと思います。

関連してお話ししたいのですが、最近よく相談を受けるのが、未利用地でも、先ほども佐々木茂光委員が触れていました個人、地主の方々から、整備された土地を売りたい、貸したい、看板は立てるのだけでも、今の景気動向なので、需要がなくて全然動かないということです。東日本大震災津波以降は、固定資産税が全額免除されたり、半額免除されたりしたのですが、今は元に戻って、使われないのだけでも固定資産税はずっと払っている状況が続いてきて、地主の方々が将来にわたって不安を感じて、どうしたらいいのだという声は今ふえてきているという相談も受けます。多分月日がたつと、そして未利用地がどんどんふえてくると、負担だけがふえるという思いがこれから一つの課題として私はあるのかなと思っていましたが、そういった認識を県ではお持ちかどうか、そういった声は届いていないのかどうか。通告はないのですけれども、もし認識があればお聞きしたいのですけれども、どうでしょうか。

○**北島復興推進課総括課長** 造成宅地の民間の土地の利活用については、復興庁のハンズオン支援事業を活用して土地バンク、マッチングが進む形で動くように、何ができないかということを復興庁と市町村と県と合同で協議を進めておりますので、その辺についても対策を講じていきたいと思っております。

○**岩崎友一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、その他であります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。